

令和7年

第 1 回区議会定例会提出案件概要

(条例関係)

議案番号	件名	概要	要																																		
第 42 号議案	新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例	1	基礎賦課額等の保険料率を次のとおり改定する。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>現行</td><td>改定後</td></tr><tr><td rowspan="3">基礎賦課額</td><td>所得割</td><td>100 分の 8.69</td><td>100 分の 7.71</td></tr><tr><td>被保険者均等割</td><td>4 万 9,100 円</td><td>4 万 7,300 円</td></tr><tr><td>賦課限度額</td><td>65 万円</td><td>66 万円</td></tr><tr><td rowspan="3">後期高齢者支援金等賦課額</td><td>所得割</td><td>100 分の 2.80</td><td>100 分の 2.69</td></tr><tr><td>被保険者均等割</td><td>1 万 6,500 円</td><td>1 万 6,800 円</td></tr><tr><td>賦課限度額</td><td>24 万円</td><td>26 万円</td></tr><tr><td rowspan="3">介護納付金賦課額</td><td>所得割</td><td>100 分の 2.16</td><td>100 分の 2.25</td></tr><tr><td>被保険者均等割</td><td>1 万 6,500 円</td><td>1 万 6,600 円</td></tr><tr><td>賦課限度額</td><td>17 万円</td><td>改定なし</td></tr></table>			現行	改定後	基礎賦課額	所得割	100 分の 8.69	100 分の 7.71	被保険者均等割	4 万 9,100 円	4 万 7,300 円	賦課限度額	65 万円	66 万円	後期高齢者支援金等賦課額	所得割	100 分の 2.80	100 分の 2.69	被保険者均等割	1 万 6,500 円	1 万 6,800 円	賦課限度額	24 万円	26 万円	介護納付金賦課額	所得割	100 分の 2.16	100 分の 2.25	被保険者均等割	1 万 6,500 円	1 万 6,600 円	賦課限度額	17 万円	改定なし
				現行	改定後																																
		基礎賦課額	所得割	100 分の 8.69	100 分の 7.71																																
			被保険者均等割	4 万 9,100 円	4 万 7,300 円																																
			賦課限度額	65 万円	66 万円																																
		後期高齢者支援金等賦課額	所得割	100 分の 2.80	100 分の 2.69																																
			被保険者均等割	1 万 6,500 円	1 万 6,800 円																																
			賦課限度額	24 万円	26 万円																																
		介護納付金賦課額	所得割	100 分の 2.16	100 分の 2.25																																
			被保険者均等割	1 万 6,500 円	1 万 6,600 円																																
賦課限度額	17 万円		改定なし																																		
2	国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の減額の対象となる所得基準を次のとおり改める。 (1) 2 割減額 43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1） ＋54 万 5,000 円×被保険者等の数 ⇒ 43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1） ＋56 万円×被保険者等の数 (2) 5 割減額 43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1） ＋29 万 5,000 円×被保険者等の数 ⇒ 43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1） ＋30 万 5,000 円×被保険者等の数																																				
3	資力の有無等が不明なまま急患等として保険医療機関等を受診した被保険者について、1 年を限度として保険料の徴収を猶予することができることとする。 [施行日] 令和 7 年 4 月 1 日 [経過措置] 改正後の条例の保険料に係る規定は、令和 7 年度分の保険料から適用し、令和 6 年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。																																				

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 43 号議案	新宿区牛込保健センター等複合施設建設工事請負契約の変更について	令和3年第2回新宿区議会定例会における議決及び令和4年第3回新宿区議会定例会における変更の議決に基づき締結した新宿区牛込保健センター等複合施設建設工事請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

新宿区牛込保健センター等複合施設建設工事請負契約の変更について

1	変 更 概 要	(1) 変更理由 国において決定された令和5年3月及び令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価（新労務単価）は、技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させる等の観点から、令和4年度当初及び令和5年度当初の労務単価（旧労務単価）と比較して、令和5年3月から適用の新労務単価は全国全職種平均で5.2%の上昇、令和6年3月から適用の新労務単価は全国全職種平均で5.9%の上昇となった。 国は、賃金等の急激な変動に対処するため、それぞれ令和5年3月1日及び令和6年3月1日が工期内である工事のうち、残工期が2か月以上ある工事案件について、新労務単価を反映した請負代金額に変更する措置を講じている。 区においても、技能労働者への適切な賃金水準確保の重要性を踏まえ、同様の措置を講ずることとし、本件工事請負契約の請負代金額を変更する。 また、本件工事では、杭破損事故による工期の延伸を行ったため、工期延伸に伴う電気設備、機械設備等の区の出捐費用に係る受注者の負担額を減額する。 なお、大梁のコンクリート及び1階床スラブの施工不良が起こり是正措置を講じたため、工期の延伸を行う。 (2) 変更内容 各年度毎の残工期に係る工事費に新労務単価を適用して積算した価格を基礎とした金額に、杭破損事故による工期延伸に伴う電気設備、機械設備等の区の出捐費用に係る受注者の負担額を差し引いた金額を増額する。また、工期の延伸を行う。	
2	工 事 場 所	東京都新宿区弁天町 50 番地	
3	契 約 月 日	令和3年6月22日	
4	工 期	変更前	本契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
		変更後	本契約締結日の翌日から令和7年8月29日まで
5	変 更 金 額	変更前	2,906,785,200 円
		変更後	2,991,978,183 円
		差額（増額）	85,192,983 円
6	変 更 月 日	議決日の翌日	
7	受 注 者	共同企業体名	新日本・片山組建設共同企業体
		構 成 員 (代表者)	東京都中央区日本橋堀留町一丁目4番8号 新日本建設株式会社 東京支店 取締役常務執行役員 東京支店長 長尾 寛
		構 成 員	東京都新宿区新宿六丁目22番13号 株式会社片山組 代表取締役社長 舩越 俊光

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 44 号議案	新宿区牛込保健センター等複合施設建設電気設備工事請負契約の変更について	令和4年第2回新宿区議会定例会における議決及び令和5年第2回新宿区議会定例会における変更の議決に基づき締結した新宿区牛込保健センター等複合施設建設電気設備工事請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

新宿区牛込保健センター等複合施設建設電気設備工事請負契約の変更について

1	変 更 概 要	(1) 変更理由 国において決定された令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価（新労務単価）は、技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させる等の観点から、令和5年度当初の労務単価（旧労務単価）と比較して全国全職種平均では5.9%の上昇となった。 国は、賃金等の急激な変動に対処するため、令和6年3月1日が工期内である工事のうち、残工期が2か月以上ある工事案件について、新労務単価を反映した請負代金額に変更する措置を講じている。 区においても、技能労働者への適切な賃金水準確保の重要性を踏まえ、同様の措置を講ずることとし、本件工事請負契約の請負代金額を変更する。 また、本件工事では、別途工事請負契約を締結した関連工事において、杭破損事故並びに大梁のコンクリート及び1階床スラブの施工不良が起こったため、工期の延伸を行っている。そのため、工期延伸に伴う本件工事請負契約の請負代金額を増額する。 (2) 変更内容 残工期に係る工事費に新労務単価を適用して積算した価格を基礎とした金額に変更する。また、工期延伸に伴う請負代金額を増額する。							
2	工 事 場 所	東京都新宿区弁天町 50 番地							
3	契 約 月 日	令和4年6月21日							
4	工 期	<table><tr><td>変更前</td><td>本契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで</td></tr><tr><td>変更後</td><td>本契約締結日の翌日から令和7年8月29日まで</td></tr></table>		変更前	本契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで	変更後	本契約締結日の翌日から令和7年8月29日まで		
変更前	本契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで								
変更後	本契約締結日の翌日から令和7年8月29日まで								
5	変 更 金 額	<table><tr><td>変更前</td><td>709,128,200 円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>850,321,450 円</td></tr><tr><td>差額（増額）</td><td>141,193,250 円</td></tr></table>		変更前	709,128,200 円	変更後	850,321,450 円	差額（増額）	141,193,250 円
変更前	709,128,200 円								
変更後	850,321,450 円								
差額（増額）	141,193,250 円								
6	変 更 月 日	議決日の翌日							
7	受 注 者	共同企業体名	中央工事・中央アイデン建設共同企業体						
		構 成 員 (代表者)	東京都新宿区新宿五丁目7番17号 中央電気工事株式会社 東京支社 執行役員支社長 原口 正樹						
		構 成 員	東京都新宿区西新宿四丁目24番16号 株式会社中央アイデン 代表取締役 川村 興作						

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 45 号議案	新宿区牛込保健センター等複合施設建設機械設備工事請負契約の変更について	令和4年第2回新宿区議会定例会における議決及び令和5年第2回新宿区議会定例会における変更の議決に基づき締結した新宿区牛込保健センター等複合施設建設機械設備工事請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

新宿区牛込保健センター等複合施設建設機械設備工事請負契約の変更について

1	変 更 概 要	(1) 変更理由 国において決定された令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価（新労務単価）は、技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させる等の観点から、令和5年度当初の労務単価（旧労務単価）と比較して全国全職種平均では5.9%の上昇となった。 国は、賃金等の急激な変動に対処するため、令和6年3月1日が工期内である工事のうち、残工期が2か月以上ある工事案件について、新労務単価を反映した請負代金額に変更する措置を講じている。 区においても、技能労働者への適切な賃金水準確保の重要性を踏まえ、同様の措置を講ずることとし、本件工事請負契約の請負代金額を変更する。 また、本件工事では、別途工事請負契約を締結した関連工事において、杭破損事故並びに大梁のコンクリート及び1階床スラブの施工不良が起こったため、工期の延伸を行っている。そのため、工期延伸に伴う本件工事請負契約の請負代金額を増額する。 (2) 変更内容 残工期に係る工事費に新労務単価を適用して積算した価格を基礎とした金額に変更する。また、工期延伸に伴う請負代金額を増額する。							
2	工 事 場 所	東京都新宿区弁天町 50 番地							
3	契 約 月 日	令和4年6月21日							
4	工 期	<table><tr><td>変更前</td><td>本契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで</td></tr><tr><td>変更後</td><td>本契約締結日の翌日から令和7年8月29日まで</td></tr></table>		変更前	本契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで	変更後	本契約締結日の翌日から令和7年8月29日まで		
変更前	本契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで								
変更後	本契約締結日の翌日から令和7年8月29日まで								
5	変 更 金 額	<table><tr><td>変更前</td><td>752,114,000 円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>855,261,000 円</td></tr><tr><td>差額（増額）</td><td>103,147,000 円</td></tr></table>		変更前	752,114,000 円	変更後	855,261,000 円	差額（増額）	103,147,000 円
変更前	752,114,000 円								
変更後	855,261,000 円								
差額（増額）	103,147,000 円								
6	変 更 月 日	議決日の翌日							
7	受 注 者	共同企業体名	菱和設備・三辰建設共同企業体						
		構 成 員 (代表者)	東京都新宿区高田馬場二丁目8番9号 菱和設備株式会社 東京支店 執行役員支店長 和田 武志						
		構 成 員	東京都千代田区神田神保町二丁目10番地 三辰工業株式会社 代表取締役 高嶋 睦夫						